平成２８年（フ）第９０号
長野県諏訪市小和田南17番27号　ハイツ桐103号室
債務者　浅利　博幸
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第８０号
長野県飯田市北方2082番地３
債務者　加藤真佐江
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第２１４号
三重県津市一志町田尻156番地１　Ｐｌａｉｒｅ Ｄ103
債務者　鈴木智佳子
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７１号
三重県名張市東町2727番地　マ・メゾン307号
債務者　鈴井　博晶
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第７２号
三重県名張市赤目町柏原1682番地３
債務者　山内　雅樹
1　決定年月日時　平成28年11月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第１６７号
滋賀県東近江市林田町1307番地６　ナガヤマハイツ１－Ｂ
債務者　小川　博康
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２２９号
兵庫県伊丹市梅ノ木５丁目５番15号　201号、前住所兵庫県伊丹市北河原４丁目１番18―206号
債務者　西村　留美
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２６２号
兵庫県川西市美園町10番２号
債務者　中村　礼子
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第３５７号
兵庫県加古川市加古川町備後178番地の１　加古川鳩里団地３－204号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町南備後157番地の１
債務者　朝野　麗子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２０２号
奈良市恋の窪２丁目19番13号
債務者　田中　　哲
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３１５号
奈良県大和郡山市北郡山町100番地36　シティパレス21九条102号
債務者　宮﨑　　誠
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３５１号
奈良県大和郡山市植槻町３番11号　ライフイン郡山
債務者　西村　千香
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３５２号
奈良市中山町90番地の６
債務者　橋上　友子
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１９６号
奈良県香芝市磯壁４－169－１　エクセレントステージ２階201号室、住民票上の住所和歌山市東高松１丁目４番14号　ロイヤルコーポ東高松３－Ｂ
債務者　岡山　　望
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第２１４号
奈良県香芝市五位堂５丁目22番地　メゾン・ド・シャルム206号
債務者　原田　文佳（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第７００号
広島市中区住吉町６番14―402号
債務者　藤村　綾子
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７４７号
広島県廿日市市玖島4673番地７
債務者　朝川　惠右
1　決定年月日時　平成28年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで　広島地方裁判所民事第４部